

社会福祉法人川口市社会福祉事業団役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

(平成29年4月1日施行)

改正 平成31年3月28日 改正 令和6年7月1日

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人川口市社会福祉事業団（以下「事業団」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、社会福祉法（昭和26年3月29日法律第45号）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定 義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、事業団を主たる勤務場所とし、週3日以上職務に従事する者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、社会福祉法第45条の35で定める報酬、その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称のいかんを問わない。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等)

第3条 常勤役員及び非常勤役員に職務執行の対価として、報酬を支給することができる。ただし、国家公務員法第2条及び地方公務員法第3条に規定する常勤特別職及び一般職並びに報酬の支給を辞退する旨の意思表示のある者に対しては、報酬を支給しない。

2 常勤役員には、別表第1に定める報酬月額とし、評議員及び非常勤役員には、評議員会または理事会に出席したとき、監事が監事の職務を遂行したとき、別表第2に定める報酬日額を支給する。なお、評議員及び非常勤役員が1日のうちにおいて、2以上の職務を遂行した日があるときは、これを1日として計算する。

3 前2項にかかわらず、事業団施設長の理事には報酬を支給せず、事業団施設長の理事に支給する給与等必要な事項は、社会福祉法人川口市社会福祉事業団特定職員就業規則の定めるところ

ろによる。

4 役員等には、賞与及び退職金は支給しない。

(報酬の支払方法等)

第4条 役員等の報酬は、その金額を通貨で直接役員等に支払うものとする。ただし、法令に基づき、役員等の報酬から控除すべき金額がある場合は、支払うべき報酬から、その金額を控除したものとする。

2 役員等の報酬は、役員等から自己名義の預金口座への振替の申出があるときは、口座振替の方法により支給することができる。

3 常勤役員の報酬の支給方法は、事業団職員給与規程（以下「給与規程」という。）に準ずる。

(費用)

第5条 役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

2 役員等が事業団の職務を行うため旅行をしたときは、その旅行についての旅費を支給する。

3 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給する。

4 前2項の規定により支給する旅費及び通勤手当の額は、旅費支給取扱要領並びに給与規程に準じて支給するものとする。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

(補則)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の議決により行うものとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年7月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

区 分	報 酬 月 額
理 事 長	1 5 0 , 0 0 0 円
常 務 理 事	4 2 0 , 0 0 0 円

別表第2（第3条関係）

区 分	報 酬 日 額
評 議 員	7 , 2 0 0 円
理 事	7 , 2 0 0 円
監 事	7 , 2 0 0 円

